

参 考 資 料

(相続税・贈与税関係)

目

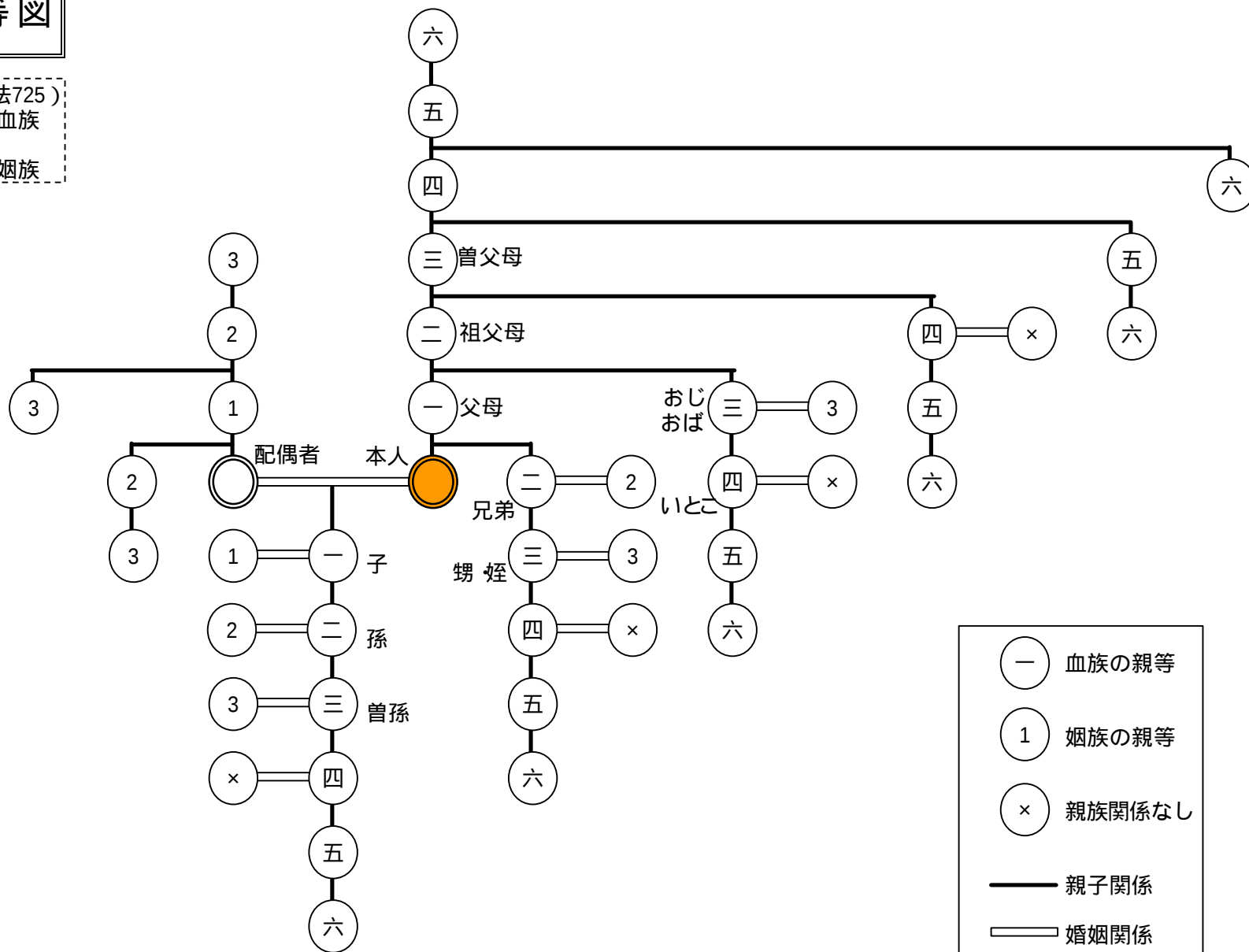
次

・ 親族・親等図	1
・ 法定相続分（民法900条）	2
・ 特別受益と寄与分	3
・ 「老後生活のリスク認識に関する調査」（抄）	4
・ 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移（構成比）	5
・ 内閣府「平成13年度 国民生活白書」（抜粋）－相対的に多い高齢世帯の資産	6
・ 高齢者で高い金融資産（貯蓄残高－負債残高）（第1－32図（抄））	7
・ 金融資産が少ない高齢者夫婦世帯でも3,000万円近くの実物資産を保有（第1－33図）	8
・ 所得の少ない高齢者世帯は、金融資産の保有額も少ない（第1－34表）	9
・ 内閣府「平成13年度 国民生活白書」（抜粋）－急速に進む高齢化	10
・ 65歳以上人口比率は、2,020年で27.8%、2,050年で35.7%に（第1－25図）	11
・ 内閣府「平成13年度 国民生活白書」（抜粋）－介護保険制度の導入	12
・ 要介護・要支援認定者の8割が受けている介護・支援サービス（第1－38図）	13
・ 特別障害者扶養信託の仕組み	14
・ 特別障害者扶養信託の受託状況の推移	15
・ 相続税の延納処理状況等	16
・ 相続税の物納処理状況等	17
・ 地価公示価格指数（60年＝100）と物納申請件数等の推移	18
・ 取引相場のない株式の物納手続の概要	19

親族・親等図

親族の範囲 (民法725)

- ・6親等内の血族
- ・配偶者
- ・3親等内の姻族



法定相続分 (民法900条)

他の 相続人 相続人	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者		1/2	2/3	3/4
子	1/2	均等割 (注1)	すべて子が相続	
直系尊属	1/3	—	均等割	すべて直系 尊属が相続
兄弟姉妹	1/4	—	—	均等割 (注2)

(参考)
遺留分 (民法1028条)

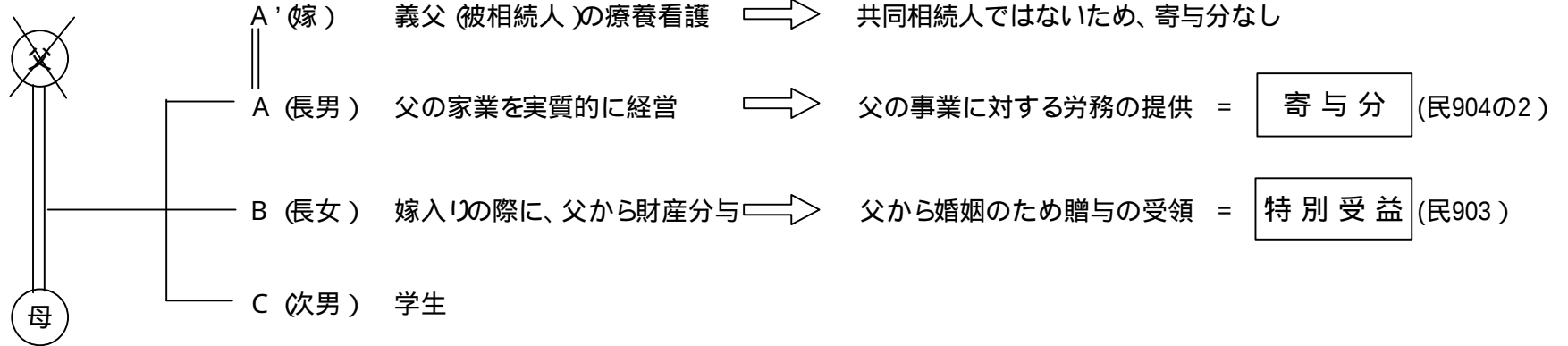
- 遺留分権利者
= 兄弟姉妹以外の法定代理人
(配偶者・子・直系尊属)
- 遺留分権利者全体の遺留分
 - ・直系尊属のみが相続人である場合
→ 被相続人の財産の 1/3
 - ・上記以外の場合
→ 被相続人の財産の 1/2

(注)

1. 非嫡出子は、嫡出子の 1/2 である。
2. 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹は、父母双方を同じくする兄弟姉妹の 1/2 である。

特別受益 と 寄与分

死亡の数年前より寝たきりとなり、家業を実質的に長男に任せていた。



- ・ 配偶者の相続分 = S_1
- ・ 長男 A の相続分 = S_2 + **寄与分**
- ・ 長女 B の相続分 = S_2 — **特別受益**
- ・ 次男 C の相続分 = S_2

(注) S_n = (相続開始時の財産 — 寄与分 + 特別受益) × 相続分 (配偶者1/2、子1/6等)

相続開始時の財産に加算(累積)する。

「老後生活のリスク認識に関する調査」(抄)

平成11年4月
(財)生命保険文化センター

3. 男女別にみた特徴

(2) 老後の資産管理を依頼したい先

—依頼したい先は夫は妻に、妻は夫と子どもに—

老後に自分の資産管理や身の回りの世話を依頼したい先について尋ねたところ、「配偶者に」は男性で71.2%と、女性(45.4%)を大きく上回っており、配偶者がいる人に限定した場合も同様の結果がみられる。一方、「子どもに」は女性が47.0%と、男性(22.9%)を大きく上回っている。

老後の資産管理を依頼したい先

(単位: %)

	N	配偶者に	子どもに	兄弟姉妹に	その他	不明	N	配偶者に (配偶者が いる人に限 定)
全体	3,005	58.8	34.5	3.6	2.3	0.8	2,648	65.6
男性	1,563	71.2	22.9	3.1	1.9	0.8	1,429	76.3
女性	1,442	45.4	47.0	4.0	2.8	0.8	1,219	53.2

5. 夫の親に関する考え方

—妻が夫の親の面倒をみることにについて否定的な考え方は少数派—

(1) 妻が夫の親の面倒をみることにについて、「同居ならみるべき」は、男性で過半数を占め、女性よりも高くなっており、「みる義務なし」も女性を上回っている。逆に、「当然みるべき」は、女性の方が男性より高くなってきている。

妻が夫の親の面倒をみることにについて

(単位: %)

	N	妻は夫の親と同居していてもしていなくても面倒をみるべきである (当然みるべき)	妻は夫の親と同居していれば面倒をみるべきである (同居ならみるべき)	妻は夫の親の面倒を見る義務はない (みる義務なし)
全体	3,005	38.9	46.6	13.5
男性	1,563	32.5	51.2	15.7
女性	1,442	45.8	41.7	11.1

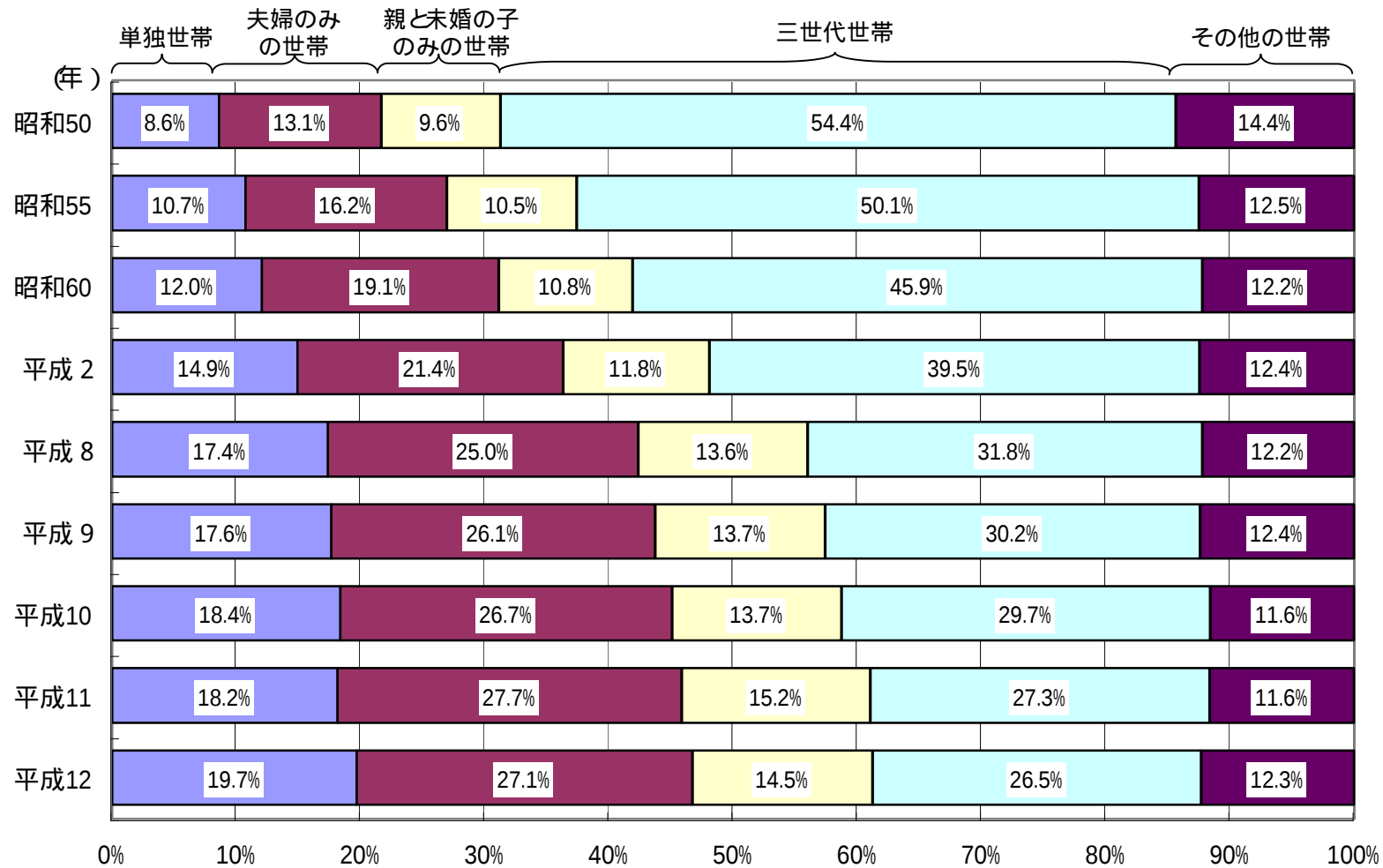
(2) 妻が夫の親の面倒をみた場合、妻に「特別寄与分(夫の親の遺産を相続する権利)」を付与することについて、男女とも賛成派が大勢を占めている。

妻が夫の親の面倒をみた場合、妻に特別寄与分を付与することについて

(単位: %)

	N	賛成派	反対派
全体	3,005	92.0	6.8
男性	1,563	93.2	5.6
女性	1,442	90.7	8.0

世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移（構成比）



（資料）厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

内閣府「平成 13 年度 国民生活白書」（抜粋）

第 1 章 3 . 老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 ― 進む高齢化

相対的に多い高齢世帯の資産

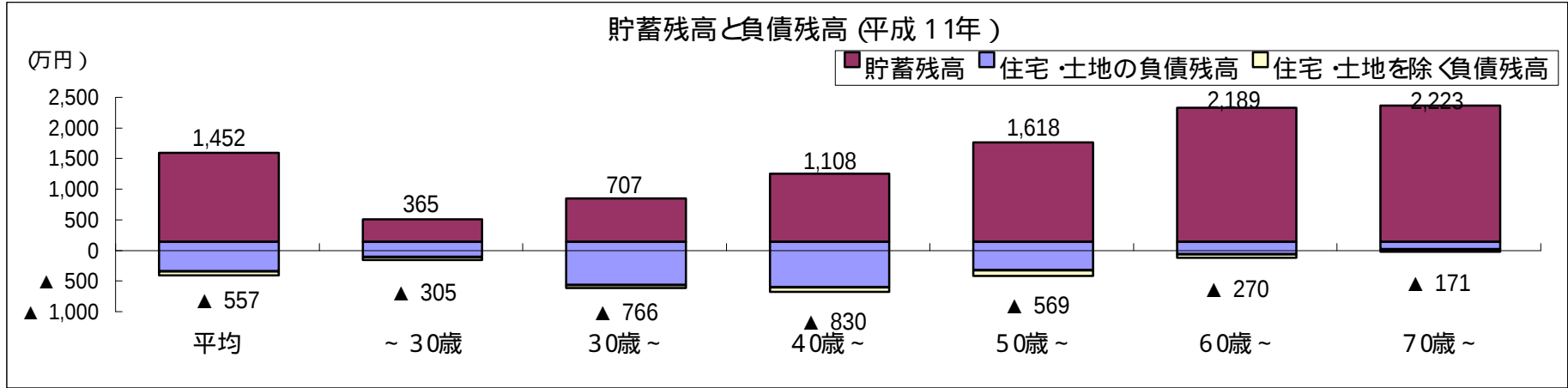
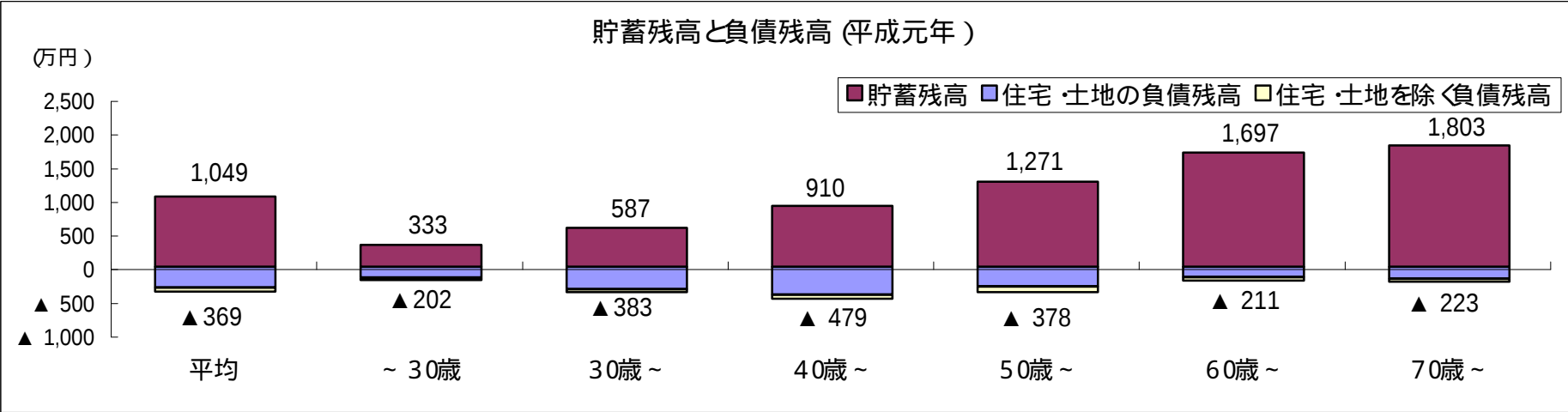
- 総務省「全国消費実態調査」によれば、貯蓄残高から負債残高を差し引いた金融資産額は、世帯主が 60 代以上の高齢世帯では、世帯主 50 代以下の世帯に比べて高くなっており、相対的に多くの金融資産を保有している。さらにこれは、10 年前や 5 年前に比べ増加傾向にある（第 1 - 32 図）。

また、同調査により、実物資産（住宅・宅地資産残高）について、金融資産（貯蓄残高）階級別にみると、高齢者では持家世帯が多く（高齢夫婦世帯の持家率は 88%）、その持家世帯では、金融資産の少ない高齢者夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）においても、実物資産を 3,000 万円近く保有している（第 1 - 33 図）。

このように、高齢世帯は、金融資産を多く保有しており、金融資産が少ない世帯でも実物資産はある程度保有しているとみられる。

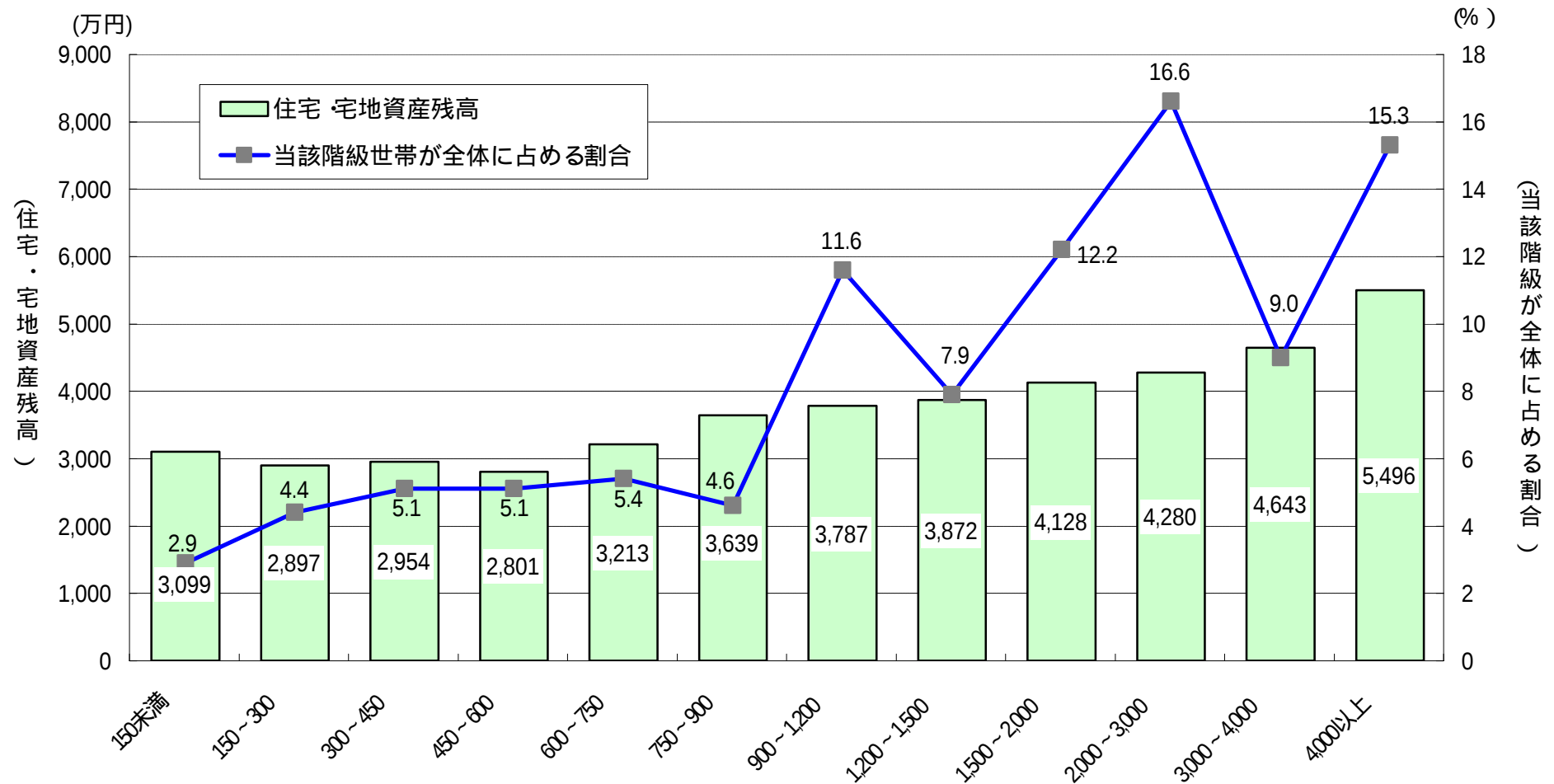
- …(略)…厚生労働省「国民生活基礎調査」（1998 年）によると、高齢者世帯の 1 世帯あたり所得金額（平均 323 万円）については、300 万円未満の世帯が 6 割を占めているが、その世帯の保有している金融資産額（貯蓄残高）が 300 万円未満の世帯も 6 割となっている（第 1 - 34 表）。所得が少なくても、金融資産があれば、それを取り崩しながら生活することができるが、実際は、所得の少ない高齢者世帯は、金融資産の保有額も低い傾向がある。

高齢者で高い金融資産 (貯蓄残高－負債残高) (第 1 - 32図(抄))



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」により作成。
 2. 世帯主の年齢階級別 1世帯あたりの金融資産 (貯蓄残高－負債残高) 貯蓄残高、負債残高。
 3. 「金融資産」は、貯蓄残高から負債残高を差し引いた純貯蓄残高。
 4. 「貯蓄残高」は、郵便局、銀行、その他の金融機関への預貯金、生命保険、損害保険の掛金、株式、債券、投資信託、金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。「負債残高」とは、郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社、共済組合、親戚、知人からの借入金および月賦、年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

金融資産が少ない高齢者夫婦世帯でも3,000万円近くの実物資産を保有 (第 1-33図)



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」(1999年)により作成。

2. 夫65歳以上、妻60歳以上の高齢者夫婦世帯のうち、有業者のいない世帯の金融資産(貯蓄残高)階級(12区分)別住宅・宅地資産残高、当該階級世帯が全体に占める割合。

3. 「金融資産」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計。

4. 「住宅・宅地資産残高」は、持家世帯のみの値(非持家世帯を含む各階級の残高を各階級の持家率で除して算出)。

5. 「当該階級が全体に占める割合」は、持家世帯のみの値(非持家世帯を含む世帯数に持家率を乗じて、各階級の世帯割合を算出)。

6. 高齢者夫婦世帯(有業者のいない世帯)の持家率は平均88%。

所得の少ない高齢者世帯は、金融資産の保有額も少ない(第1-34表)

(世帯割合 :%)

区 分		金 融 資 産 (貯 蓄 残 高)								
		全体	貯蓄なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000万円以上
1世帯あたり所得金額	全 体 (100.0)	100.0	15.5	8.6	7.5	14.3	11.6	15.3	12.7	13.4
	50万円未満 (4.5)	100.0	29.5	16.4	11.5	16.4	13.1	8.2	0.0	1.6
	50～100 (10.6)	100.0	29.0	16.6	15.2	15.2	8.3	9.7	2.1	2.1
	100～300 (46.2)	100.0	20.3	10.6	9.0	16.8	13.2	14.4	9.2	5.4
	300～500 (24.7)	100.0	6.2	3.3	3.8	12.1	12.4	19.8	21.9	18.9
	500～1,000 (10.8)	100.0	2.0	2.7	1.4	8.2	10.2	18.4	24.5	34.7
	1,000～2,000 (2.6)	100.0	2.9	2.9	0.0	2.9	5.7	5.7	14.3	57.1
	2,000万円以上 (0.8)	100.0	-	-	-	-	0.0	18.2	9.1	72.7
	(再掲) 300万円未満 (61.3)	100.0	22.5	12.1	10.3	16.5	12.3	13.1	7.3	4.5

61.3

(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(1998年)により作成。

2. 1世帯あたり所得金額階級別・金融資産(貯蓄残高)別の高齢者世帯割合。

3. 「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成する世帯か、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

4. ()内は、1世帯平均所得金額階級別の当該階級世帯数に占める全世帯数に対する割合。

5. 「金融資産」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計。

6. 数値は1万あたりの世帯数(万分比)を積み上げたものの割合であり、かつ、金融資産では資産額が不明のものもあるため、内訳の合計値は必ずしも100とはならない。

内閣府「平成 13 年度 国民生活白書」（抜粋）

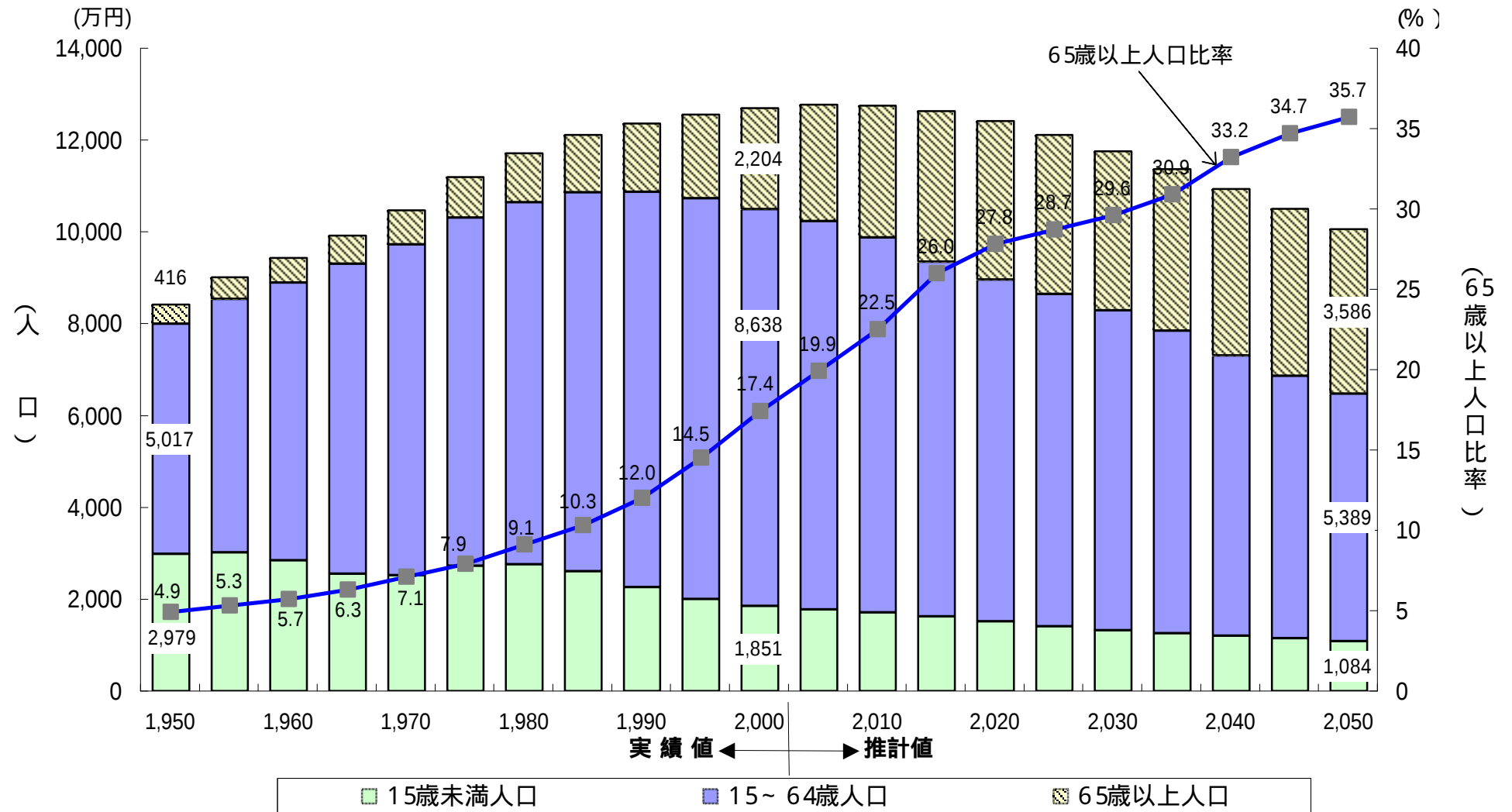
第 1 章 3．老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 ― 進む高齢化

急速に進む高齢化

- 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2002 年 1 月推計）によると、...(略)...65 歳以上人口比率（65 歳以上人口が全人口に占める割合）をみると、1950 年は 4.9%であったが、その後上昇し続け 70 年に 7%を、94 年には 14%を超え、本格的な高齢社会に突入した。2000 年の 65 歳以上人口比率は 17.4%に達しており、今後、2020 年には 27.8%、2050 年には 35.7%になると見込まれている。特にこれからの 20 年間は、いわゆる「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをすることもあり、高齢化が急ピッチに進むものと予測されている。

（（第 1 - 25 図）参照）

65歳以上人口比率は、2020年で27.8%、2050年で35.7%に (第 1-25図)



- (備考) 1.総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002年 1月推計) により作成。
 2.我が国年齢(3区分)別人口数(10月 1日現在)と65歳以上人口比率の推移。
 3. 2000年までは「国勢調査」、2005年以降は「日本の将来推計人口」の中位推計による。

内閣府「平成 13 年度 国民生活白書」（抜粋）

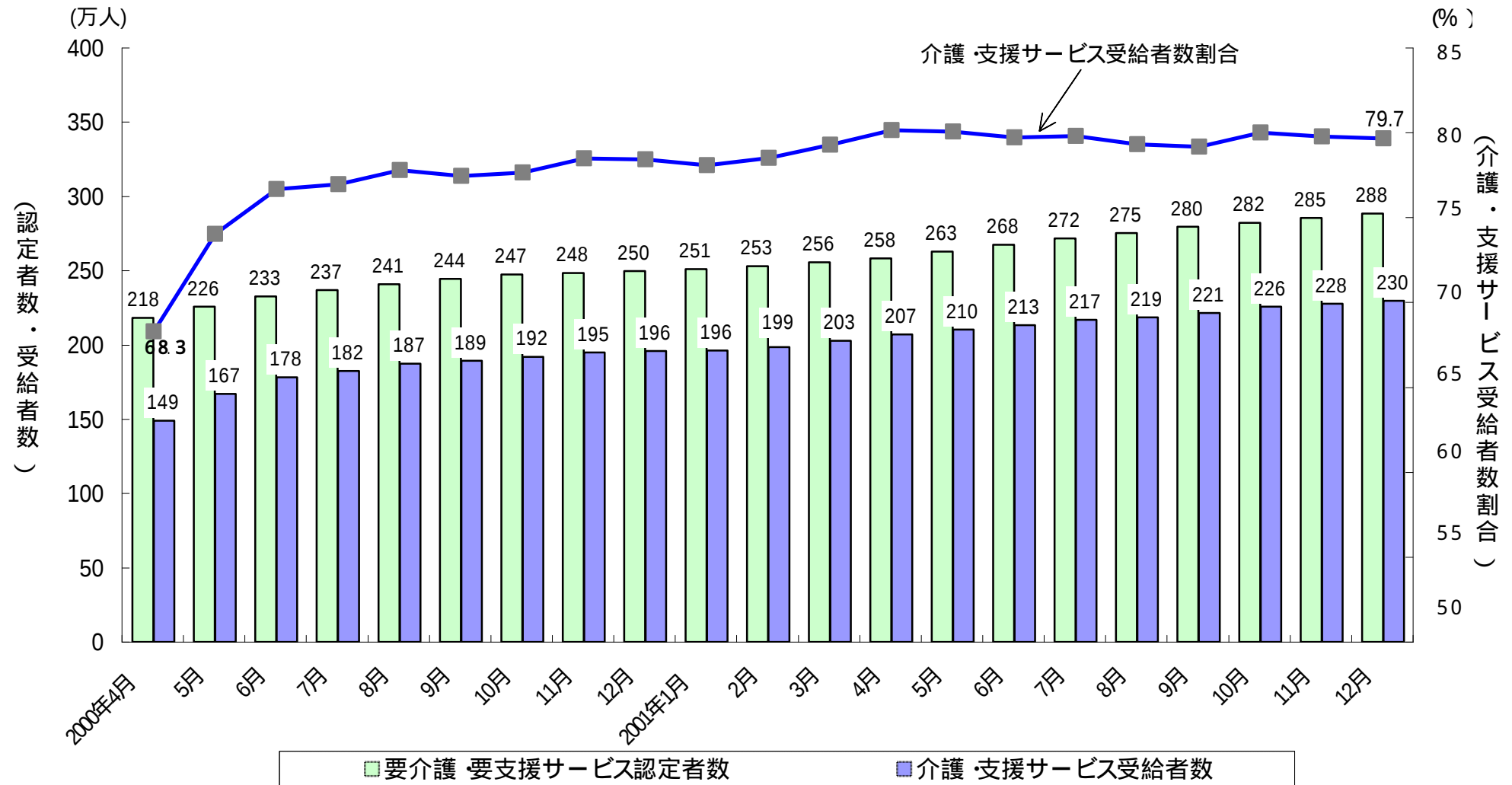
第 1 章 3 . 老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 — 進む高齢化

介護保険制度の導入

- 介護を要する寝たきりや痴ほうになることは、老後の最大の不安要因と考えられるが、現実に要介護者は増加しており、加えて、介護の必要な期間が長期化したり、小世帯化の進行や介護する家族の高齢化が指摘されている。このような状況を踏まえて、2000 年 4 月から身体介護や支援等を必要とする者を国民全体で支えるための新たなしくみとして、介護保険制度が導入されたところである。

2001 年 9 月末現在、要介護・要支援認定者数は 280 万人となっている。これは、介護保険制度がスタートした 2000 年 4 月時点の 218 万人に比べ 28%増加している（第 1 - 38 図）。一方、居宅介護・支援サービス受給者数は 156 万人、施設介護サービス受給者数は 66 万人で、合計 221 万人が介護・支援サービスの受給者となっている。

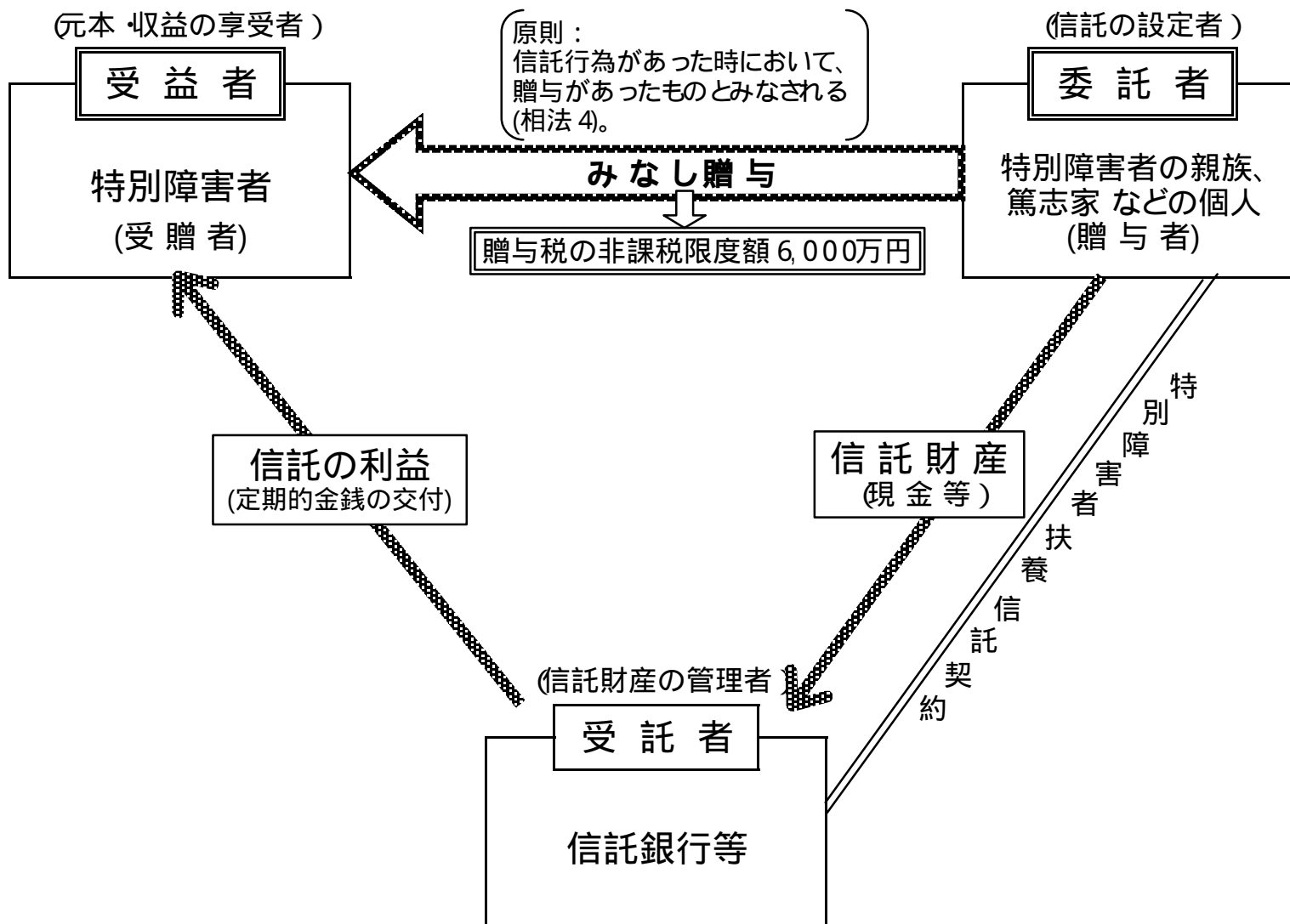
要介護・要支援認定者の8割が受けている介護・支援サービス(第1-38図)



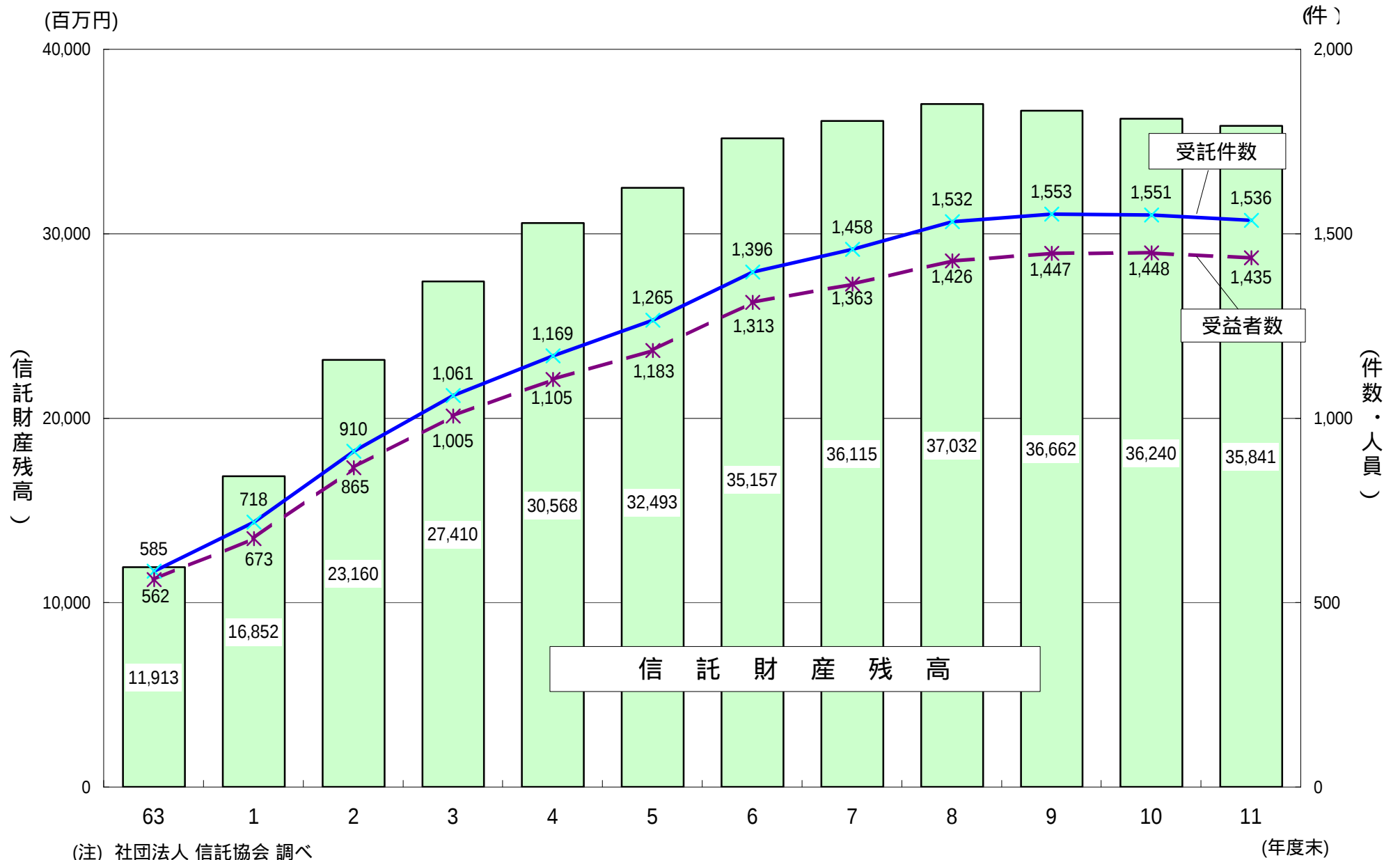
(備考) 1.厚生労働省「介護保険事業状況報告」により作成。

2.「介護・支援サービス受給者数」は、「在宅介護・支援サービス受給者数」、「施設介護サービス受給者数」の合計で、そのうち、償還給付の一部は翌月分を含む。「介護・支援サービス受給者数割合」は、要介護・要支援認定者数に対する介護・支援サービス受給者数の割合。

特別障害者扶養信託の仕組み



特別障害者扶養信託の受託状況の推移



相 続 税 の 延 納 処 理 状 況 等

(単位 :件、億円)

年 度	申 請		処 理		うち 許 可	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
元	24,179	11,097	32,162	10,432	25,443	8,959
2	37,073	18,977	32,156	15,628	29,824	14,644
3	47,360	24,214	44,983	22,418	42,206	21,136
4	35,936	12,197	36,568	15,845	33,983	14,586
5	33,395	12,256	36,718	13,305	34,511	12,534
6	26,805	9,783	30,231	11,552	28,356	10,852
7	19,694	6,587	22,294	7,916	20,622	7,221
8	15,629	5,361	17,079	6,049	15,544	5,338
9	13,170	4,220	13,787	4,493	12,539	4,056
10	11,534	3,286	11,936	3,538	10,871	3,242
11	11,166	3,206	11,325	3,374	10,287	3,062
12	11,258	3,321	14,591	3,380	10,414	3,003

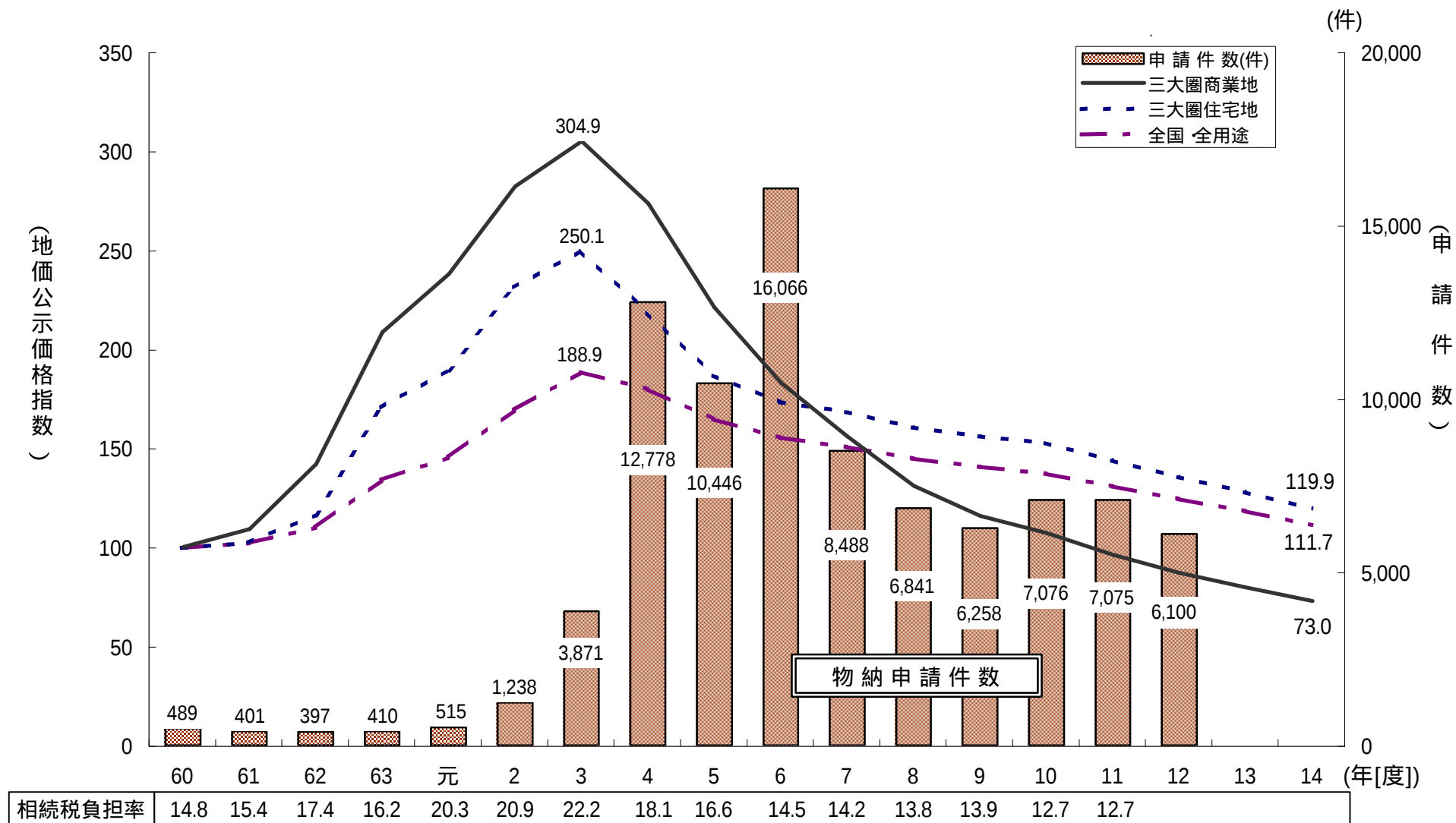
相 続 税 の 物 納 処 理 状 況 等

(単位 :件、億円)

年 度	申 請		処 理		うち 許 可	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
元	515	977	338	354	97	51
2	1,238	1,333	747	897	459	492
3	3,871	5,876	1,073	1,142	532	356
4	12,778	15,645	3,253	2,928	2,113	1,571
5	10,446	11,081	10,329	10,720	6,684	6,228
6	内 7,268 16,066	内 7,545 14,823	12,565	12,274	8,749	8,182
7	8,488	6,610	12,112	10,967	9,185	7,921
8	6,841	4,654	8,997	8,007	6,240	5,143
9	6,258	4,340	7,120	6,181	4,973	4,121
10	7,076	4,606	6,398	5,016	4,546	3,426
11	7,075	4,300	6,785	4,897	4,713	3,265
12	6,100	3,510	6,532	4,690	4,556	3,025

(備考) 平成 6年度分の内書は、特例物納分の計数である。

地価公示価格指数(60年=100)と物納申請件数等の推移



- (注) 1. 相続税負担率 = 相続税額 / 合計課税価格 (単位 :%)
 2. 「国税庁統計年報書」による。
 3. 平成 6年度の「物納申請件数」には、特例物納分(7,268件)を含む。

取引相場のない株式の物納手続の概要

